**【資料５】**

○結城市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成３０年１０月１１日

規則第２２号

結城市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成１３年結城市規則第１２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、結城市障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）の設置及び管理に関する条例（平成３０年結城市条例第２２号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第２条　条例第８条の規定による指定の申請は、結城市障害者福祉センター指定管理者指定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請書は、次に掲げる書類等を添付するものとする。

（１）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

（２）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

（３）代表者の住民票抄本

（４）事業計画書（前年度事業報告書を含む。）

（５）収支計算書（前年度決算書を含む。）

（６）その他市長が指定した書類等

（指定の承認）

第３条　条例第９条の規定による指定は、所定の手続を経た後において、結城市障害者福祉センター指定管理者指定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（変更事項の届出）

第４条　第２条第２項の規定により提出した書類に変更が生じたときは、速やかに市長に変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

（事業報告書の提出等）

第５条　条例第１０条の規定による報告書は、２部（正本１通，副本１通）とし、同条第３号の規定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）福祉センターに係る事業の概要

（２）福祉センターの施設の現況（損傷等を含む。）

（３）その他市長が指定した書類

（指定の取消し等）

第６条　条例第１２条第１項の規定による指定の取消し又は業務停止は、結城市障害者福祉センター指定管理者指定取消書（様式第３号）又は結城市障害者福祉センター指定管理者業務全部（一部）停止命令書（様式第４号）により行うものとする。

（事故報告）

第７条　指定管理者は、福祉センターに関し、又は福祉センターの利用者に係る事故が発生したときは、直ちに必要な措置を行うとともに、その概要を市長に報告しなければならない。

（委員会の設置）

第８条　条例第６条及び第１７条の規定に基づき、指定管理者を選定する際、選定手続の公平性及び透明性を図るため、結城市障害者福祉センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第９条　選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）条例第９条で定める指定管理者の候補の選定に関すること。

（２）前号のほか、指定管理者制度に関し、市長が必要と認めること。

（委員等）

第１０条　選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）副市長

（２）教育長

（３）市長公室長、各部長、会計管理者及び議会事務局長

（４）前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者（専門的見地による判断を要する場合）

２　委員会に委員長及び副委員長を置く。

３　委員長には副市長を、副委員長には教育長をもって充てる。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第１１条　選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　選定委員会の会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ、これを開くことができない。

３　選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは，議長の決するところによる。

（秘密の保持）

第１２条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（関係者の出席）

第１３条　委員長は、必要があると認めるときは，関係職員等を委員会に出席させ、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

（庶務）

第１４条　選定委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（開館日等の変更）

第１５条　条例第１８条の規定による変更承認の申請は、臨時休館日（開館日）・開館時間変更承認申請書（様式第５号）により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急の必要により臨時休館し、又は開館したとき若しくは開館時間を変更したときは、同条に規定する様式に準じた方法により報告しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第１６条　条例第１９条第２項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）の遵守事項は、次のとおりとする。

（１）特定の設備、備品等は、許可を得て使用すること。

（２）政治的又は宗教的活動に利用しないこと。

（３）許可なく寄附の募集、物品の販売等をしないこと。

（４）火災、避難等の防止及び秩序維持に協力すること。

（利用の許可等）

第１７条　条例第１９条第２項の規定による福祉センターの利用の許可の申請は、結城市障害者福祉センター利用（変更）許可申請書（様式第６号）により行うものとする。

２　前項の申請は、利用予定日の６０日前から３日前までに行わなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

３　市長は、福祉センターの利用許可をしたときは、結城市障害者福祉センター利用（変更）許可書（様式第７号）を、許可をしないときは、結城市障害者福祉センター利用（変更）不許可通知書（様式第８号）を申請者に交付するものとする。

（利用変更許可の申請等）

第１８条　条例第１９条第２項の規定による福祉センターの利用の変更許可の申請は、結城市障害者福祉センター利用（変更）許可申請書（様式第６号）により行うものとする。

２　利用変更許可の申請は，利用日の３日前までに行わなければならない。

３　市長は、福祉センターの利用変更許可をしたときは、結城市障害者福祉センター利用（変更）許可書（様式第７号）を、許可をしないときは、結城市障害者福祉センター利用（変更）不許可通知書（様式第８号）を申請者に交付するものとする。

（読替規定）

第１９条　指定管理者が前２条の業務を行う場合において、前２条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、様式第６号から様式第８号中「結城市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（運営委員会）

第２０条　条例第２３条に規定する福祉センターの運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、７人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）民生委員の代表者

（２）障害者福祉関係団体の代表者

（３）社会福祉関係団体の代表者

（４）関係行政機関の職員

（５）学識経験者

（６）前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

２　運営委員会の委員（以下「運営委員」という。）の任期は，２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　運営委員が欠けた場合における補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営委員会の審議事項）

第２１条　運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）福祉センターの運営に関すること。

（２）福祉センターの利用普及に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、福祉センターに関し必要と認めること。

（委員長及び副委員長）

第２２条　運営委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、運営委員の互選によって定める。

２　委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第２３条　運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

２　運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第２４条　運営委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（補則）

第２５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する